

(別紙)

旅客営業規則【新旧対照表】

2022年7月1日改正

改正	現行
<p style="text-align: center;">第 2 章 乗車券類の発売 第 1 節 通 則</p> <p>(乗車券の種類)</p> <p>第14条 乗車券の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 (以下「普通券」という) 片道乗車券 (以下「片道券」という) 往復乗車券 (以下「往復券」という) 連続乗車券 (以下「連続券」という)</p> <p>(2) 定期乗車券 (以下「定期券」という) 通勤定期乗車券 (以下「通勤定期券」という) 通学定期乗車券 (以下「通学定期券」という)</p> <p>(3) 回数乗車券 (以下「回数券」という)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(4) 団体乗車券 (以下「団体券」という) (5) 貸切乗車券 (以下「貸切券」という) (6) 特殊割引乗車券 (以下「特殊割引券」という)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 特殊割引券の発売 (通学用割引回数券の発売)</p> <p>第42条 指定学校のうち通信教育を行う高等学校の生徒 (当社が発売を承認した学校に限る) が面接授業または試験のため、区間及び経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入した第43条に規定する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、旅客の居住地最寄り駅と在籍指定学校の最寄り駅との相互間について通学用割引回数券を発売する。</p> <p>2 前項の規定によって通学用割引回数券を発売する場合、割引の回数券により発売する。</p> <p>3 前項の規定により提出する旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月とする。</p> <p>4 前項の旅客運賃割引証により購入する通学用割引回数券は、記名式とし、1人1回1冊とする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 乗車券の効力 第 2 節 乗車券の効力</p> <p>(通用期間)</p> <p>第77条 乗車券の通用期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。</p> <p>(1) 普通券 イ. 片道券 通用期間を指定した場合のほか、発売当日限りとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 乗車券類の発売 第 1 節 通 則</p> <p>(乗車券の種類)</p> <p>第14条 乗車券の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 (以下「普通券」という) 片道乗車券 (以下「片道券」という) 往復乗車券 (以下「往復券」という) 連続乗車券 (以下「連続券」という)</p> <p>(2) 定期乗車券 (以下「定期券」という) 通勤定期乗車券 (以下「通勤定期券」という) 通学定期乗車券 (以下「通学定期券」という)</p> <p>(3) 回数乗車券 (以下「回数券」という) <u>普通回数乗車券 (以下「普通回数券」という)</u> <u>学生割引回数乗車券 (以下「学割回数券」という)</u> <u>敬老割引回数乗車券 (以下「敬老回数券」という)</u></p> <p>(4) 団体乗車券 (以下「団体券」という) (5) 貸切乗車券 (以下「貸切券」という) (6) 特殊割引乗車券 (以下「特殊割引券」という)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 特殊割引券の発売 (通学用割引回数券の発売)</p> <p>第42条 指定学校のうち通信教育を行う高等学校の生徒 (当社が発売を承認した学校に限る) が面接授業または試験のため、区間及び経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入した第43条に規定する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、旅客の居住地最寄り駅と在籍指定学校の最寄り駅との相互間について通学用割引回数券を発売する。</p> <p>2 前項の規定によって通学用割引回数券を発売する場合、割引の普通回数券により発売する。</p> <p>3 前項の規定により提出する旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月とする。</p> <p>4 前項の旅客運賃割引証により購入する通学用割引回数券は、記名式とし、1人1回1冊とする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 乗車券の効力 第 2 節 乗車券の効力</p> <p>(通用期間)</p> <p>第77条 乗車券の通用期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。</p> <p>(1) 普通券 イ. 片道券 通用期間を指定した場合のほか、発売当日限りとする。</p>

ロ. 往復券 通用期間を指定した場合のほか、発売当日を含め2日とする。

ハ. 連続券 通用期間を指定した場合のほか、発売当日を含め3日とする。

(2) 定期券

イ. 通勤定期券 1か月、3か月または6か月とする。

ロ. 通学定期券 1か月、3か月または6か月とする。

(3) 回数券

発売日から、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。

(削 除)

(4) 団体券 その都度定める。

(5) 貸切券 その都度定める。

(6) 特殊割引券

イ. 被救護者割引券 第1号及び第2号の規定を準用する。

ロ. 通学用割引回数券 6か月とする。

ハ. 身体障害者割引券・知的障害者割引券 第1号、第2号及び第3号の規定を準用する。

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

(乗車券類の表示事項及び様式)

第87条 乗車券券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

(1) 旅客運賃

(2) 通用区間

(3) 通用期間

(4) 発売日付

2 臨時に発売する乗車券類、その他特殊な乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略し、またはその他の必要事項を追加することがある。この場合は、その旨を関係駅に掲示する。

3 乗車券類の様式は、次のとおりとする。

(1) 磁気券の片道券

(省 略)

(2) 紙式の片道券

(省 略)

(3) 磁気式の往復券

(省 略)

(4) 定期券

(省 略)

ロ. 往復券 通用期間を指定した場合のほか、発売当日を含め2日とする。

ハ. 連続券 通用期間を指定した場合のほか、発売当日を含め3日とする。

(2) 定期券

イ. 通勤定期券 1か月、3か月または6か月とする。

ロ. 通学定期券 1か月、3か月または6か月とする。

(3) 回数券

イ. 普通回数券 発売日から、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。

ロ. 学割回数券 発売日から、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。

ハ. 敬老回数券 発売日から、その日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。

(4) 団体券 その都度定める。

(5) 貸切券 その都度定める。

(6) 特殊割引券

イ. 被救護者割引券 第1号及び第2号の規定を準用する。

ロ. 通学用割引回数券 6か月とする。

ハ. 身体障害者割引券・知的障害者割引券 第1号、第2号及び第3号イの規定を準用する。

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

(乗車券類の表示事項及び様式)

第87条 乗車券券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

(1) 旅客運賃

(2) 通用区間

(3) 通用期間

(4) 発売日付

2 臨時に発売する乗車券類、その他特殊な乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略し、またはその他の必要事項を追加することがある。この場合は、その旨を関係駅に掲示する。

3 乗車券類の様式は、次のとおりとする。

(1) 磁気券の片道券

(省 略)

(2) 紙式の片道券

(省 略)

(3) 磁気式の往復券

(省 略)

(4) 定期券

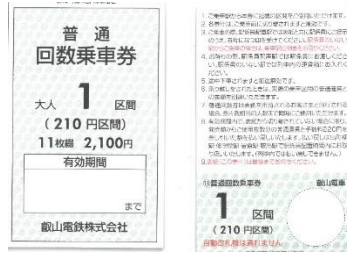
(省 略)

(5) 回数券



備考 小児用は「小」と表示する。

(5) 普通回数券



備考 小児用は「小」と表示する。

(削除)

(6) 学割回数券



(7) 敬老回数券



第 7 章 乗車券変更等の取り扱い  
第 2 節 乗車変更の取り扱い  
第 2 款 乗り越し

(回数券の乗り越し)

第 104 条 回数券（通学用割引回数券を除く）を使用する旅客が、その表示区間を越えて乗車した場合は、前条の規定を準用し、実際乗車区間の普通旅客運賃から回数券の表示区間の普通旅客運賃額を差し引いた残額を収受する。この場合、身体障害者及び知的障害者割引回数券にあつては、その割引率を適用して運賃計算をする。

第 7 章 乗車券変更等の取り扱い  
第 2 節 乗車変更の取り扱い  
第 2 款 乗り越し

(回数券の乗り越し)

第 104 条 回数券（通学用割引回数券を除く）を使用する旅客が、その表示区間を越えて乗車した場合は、前条の規定を準用し、実際乗車区間の普通旅客運賃から回数券の表示区間の普通旅客運賃額を差し引いた残額を収受する。  
2 前項の場合、身体障害者用割引回数券にあつては、無割引の計算による前項の差額運賃を、5 割引し、は数計算した額を収受する。

\* 下線部が改正箇所。